

各種アンケート結果の公表、声明・要望、主要行事について、マスコミを通じて広く発信する。

（3）新役員体制のもとで委員会運営への会員参加を呼びかける

新役員体制の下で、審査問題や地域医療等を中心に各委員会への会員参加を広く呼びかけ、委員会機能の充実を図る。

第47回定期総会  
メッセージをいただいた方

- 敬称略、順不同 -

参議院議員 羽田次郎、杉尾秀哉  
県議会議員 埋橋茂人、服部宏昭、毛利栄子、竹村直子、堀内孝人、向山賢悟、佐々木祥二、小池久長、丸山寿子、大井岳夫、小山仁志、竹内正美、佐藤千枝、小林陽子、清水正康、大畑俊隆、山口典久、共田武史、依田明善、百瀬智之  
団体等 長野県薬剤師会、長野県放射線技師会、長野県臨床検査技師会、長野県理学療法士会、長野県歯科衛生士会、長野県商工団体連合会、長野県医療ソーシャルワーカー協会、長野県介護福祉士会、新日本婦人の会長野県本

会費は前年度と同額

長野県保険医協会の第47回定期総会で2026年度予算が可決されたことに伴い会費額は、開業医は月額5,000円、勤務医は月額3,000円と確定した。いずれも据え置き。開業医は93年度（93年4月）から、勤務医は当初から同額。

部、長野医療生活協同組合、長野県労働組合連合会、長野県高等学校教職員組合、長野県教職員組合、長野県退職教職員互助組合、長野県生活協同組合連合会、年金者組合長野県本部、長野県生活と健康を守る会連合会、長野県社会保障推進協議会、労働者協同組合ワーカーズコープながの、福祉医療改善をすすめる会、長野県弁護士会、信州しらかば法律事務所、長野県言語聴覚士会、ヒバクシャ国際署名長野県推進連絡会、長野県民主医療機関連合会、木曽医師会、長野中央病院、大樹生命保険相互会社、太陽生命保険株式会社、富国生命保険相互会社  
そのほか全国保険医団体連合会会長はじめ全国の保険医協会・医会の会長・理事長より（個別掲載は略）

医科  
2026年度  
診療報酬改定の主な内容

2026年度診療報酬改定について、3月上旬に告示、通知が発出され詳細が示された。前号に続き主な改定内容について紹介する。  
詳細については、『点数表改定のポイント』（医科開業医会員1冊無料送付）等を参照されたい。  
機能強化加算  
施設基準として新たに、災害等の発生時において、患者に対する医療の提供を継続的に実施することを目指すこと等を目的とした業務継続計画（BCP）を策定の上、計画に必要な措置を講じることが要件とされた。2026

年3月31日時点で届出を行っている医療機関は経過措置が設けられ、2027年5月31日までに策定して届出し直せばよい。

また、他にも地域包括診療加算の外來データ提出加算等の届出を行っていることが望ましいとされた。

在宅時医学総合管理料

施設入居時等医学総合管理料

施設基準が追加され、満たさない医療機関では、難病等以外の患者に対し

月2回以上訪問診療を行っても、「月1回訪問診療を行っている場合」の区分の点数で算定することとされた。下記ア又はイのいずれかを満たし届出していれば、変わらずに「月2回以上」の区分で算定できる。

ア、直近3カ月に在宅患者訪問診療料を月2回以上算定する患者の延べ診療月数が30月末満  
イ、直近3カ月の訪問診療料を月2回以上算定する患者等の総数のうち難病等の患者に対する「月2回以上」の区分等の算定回数が2割以上

上記の該当可否に関わらず、2026年3月31日時点で届出を行っている全ての医療機関は6月1日に受理されるように届出の出し直しが必要となる。また、毎年2月、5月、8月、11月に上記ア、イに該当するか確認を行い、変更があった場合は同月中に届出の出し直しが必要となる。

看護師等による

オンライン診療の補助

訪問看護遠隔診療補助料が新設された。医師がオンライン診療を行う際に医療機関又は訪問看護ステーションの看護師等が患家を訪問し、診療の補助を行った場合に、月に1回265点を算定できる。施設基準が設けられており、情報通信機器を用いた診療の届出をしているなどの要件を満たした上で届出を行う必要がある。

また、オンライン診療の補助をして

共済制度の春の募集がスタート！6/15締切

グループ保険

グループ保険は団体定期保険のスケールメリットを生かした安い保険料が特長の生命保険。死亡保障額の上限は6,000万円（配偶者は上限3,000万円）。加入にあたっては面倒な健康診査は一切必要なく、いつでも保障額の増額・減額の見直しが出来ます。

保険医年金

保険医年金は、積立金総額が1兆3千億円を超えるスケールメリットを持つ日本有数の私的年金で、現在の予定利率は1.225%、2024年度はさらに0.112%の上乗せ配当がありました。コツコツ貯める月払と余裕資金をまと

めて貯める一時払があります。加入から5年以上経過すれば、いつでもお申し出により10年、15年、20年の期間を選択し、年金として受給することができます。また、現金が必要になった場合には、口数単位で一時金として請求でき、掛金の払込が困難な時は1口単位での払込中断も可能です。

募集期間中は協会に登録された生保会社の職員が普及員証を提示の上訪問致しますので、その際は恐れ入りますがお時間を頂きますようお願い致します。なお、直接保険医協会にお電話（026-226-0086）頂いても構いませんので、是非ご検討下さい。

子ども医療費2市村で自己負担0円  
精神障がい者は県制度が拡充

長野県は、2月24日にホームページの子ども医療費の現物給付制度一覧を更新、4月1日から須坂市と南牧村が自己負担金を0円とする。この結果県内市町村の67.5%にあたる、52市町村が自己負担金なしとなった。1レセプト当たりの自己負担金を500円とする市町村は16、300円とする市町村は9となった。

精神障がい者への入院助成開始

障がい者への入院費助成はこれまで、身体、知的障がいのある人に限られていたが、県は4月から、精神障害者保健福祉手帳1、2級も対象とした。県保険医協会の加盟する、福祉医療給付制度の改善をすすめる会でも県との懇談の際に要望を続けており、今回の対象拡大は大きな前進と言える。

しかし、所得制限の有無や障害の等級といった線引きは市町村ごと異なり、今後の課題となる。

いる看護師等が、医師の指示に基づき、生体検査又は診断穿刺・検体採取を実施した場合に算定できる看護師等遠隔診療検査実施料が新設された。生体検査料又は診断穿刺・検体採取料は算定せずに、「1種類の場合」100点、「2種類以上の場合」150点を算定する。注射、処置でも同趣旨の点数が新設されている。

通院・在宅精神療法

精神保健指定医以外が行う通院・在宅精神療法について、減算規定が設けられた。施設基準が設けられ、届出を

市町村別子ども医療費自己負担金額

